



28農畜機第1756号  
平成28年6月27日

農林水産大臣 森山 裕 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

監 事 渡 部 裕

監 事 伊 藤 純



### 監 事 監 査 報 告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、別添のとおり報告する。

## 監事監査報告書

### 1 監査の方法の概要

監事は、機構の監事監査規程に基づき、理事長及びその他役職員等と意思疎通を図り、幹部会、四半期ヒアリングその他の重要な会議に出席し、かつ重要な決裁文書等を閲覧するなど、情報の収集および監査の環境の整備に努めた。また、監査計画に基づき本部内全部の部長等から、業務実績及び役職員の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関する状況報告を、加えて業務監査室からは内部監査の実施状況の報告も受け、必要に応じて説明を求めた。また、管理職以外の職員29名に対して非公開にインタビューし、機構におけるコンプライアンスの推進を含む内部統制の状況を確認した。合わせて、部門ごとに管掌役員に対して講評を行った。機構には、総務省令に定める子法人は無いので子法人の監査は行っていない。

なお、平成27事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### 2 監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (2) 機構の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務執行について指摘すべき重大な事項は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。
- (4) 財務諸表に係る会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相

当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

(5) 事業報告書は法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

3 留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおり。

(1) 内部統制の状況について

ア. 人事計画・人材育成

機構の中期計画では、職員の人事計画に関する方針として、「業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る」としており、職員の勤務時間を毎月把握するとともに、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用を実施している。また、階層別研修や専門能力養成のための各種研修を併せて実施している。これら人事計画の実施に当たっては、中長期的視点から適切な人事異動・採用等により、職員の知識・経験の充実と活用のバランスを図り、業務運営に支障を来たさぬよう、より一層配慮した人材配置・補強等を行うべきと考える。

イ. 情報セキュリティ

政府関係機関の一連の対策を踏まえ、情報セキュリティ規程の全部改正、情報セキュリティアドバイザーの選任、マルウェア検知ソフトの導入を行ったほか、標的型メール訓練、eラーニング及び外部講師による研修を実施している。また、農林水産省担当部局との緊急時の連絡網を整備し、情報セキュリティの課題等について情報共有・交換を行っている。外部委託の情報セキュリティ診断の結果、重大なインシデントに直結するリスクはないことが確認されたが、新たな脆弱性に対する攻撃に即した対策が益々短期に必要となってきたことから、対策ソフトの更新等、個別の推奨事項を含め迅速な措置の実施が肝要である。対策実施に伴う人員体制及び必要予算については、より一層の優先度を以って措置すべきと考える。また、この分野は特に専門性が要求されるため、人材の確保が容易ではないが、機構としての将来的な専門要員の確保・育成の観点からも、外部人材の登用を含めた人材対策の検討が必要と考える。

ウ. 個人情報の取扱い

個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いを確保するための基本方針並びに個人番号関係事務における取扱規程を新たに定めた。また、個人情報保護制度の運用に関する総務省等の研修会に職員を参加させ、更に各部署の個人情報

保護管理担当者を対象に自己点検を実施し、機構内での適正な取扱いへの理解を促進している。

エ. 文書管理の強化と決裁事務の効率化

平成26年度に決裁権限と起案文書の回付先見直しを行い、一定の効率化を実現したが、文書内容については記載誤りや確証不備等が未だ散見されている。起案文書の記載については、その起案理由及び根拠等について、事後の検証に耐え得る適切な記載を行うよう十分な配慮及び注意がなされることが肝要であり、併せて文書回付先の再度の見直しを含め、承認者の管理責任の一層の明確化が望まれる。また、各々の事案が準拠する規程の所管部署においては、合議先として十分な注意を払って文書の内容点検を行い、必要なアドバイス、指導を励行すべきと考える。

オ. コンプライアンスの推進

外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づき、内部監査時に推進状況の審査、教育資材の視聴を実施したほか、新規採用職員等に対する研修、全職員に対するeラーニング研修を行い、四半期毎のコンプライアンス推進の日には、DVD視聴会、コンプライアンスセルフチェック等の啓発活動を行っている。新たな取組として、個人情報ファイルの適正管理、リスク管理規程に基づくリスク対応の点検状況の实地監査を実施している。また、職員に対するコンプライアンスの認識度調査を実施しており、これらの活動により職員へのコンプライアンス意識の浸透は確実に進んできていると評価できる。現在、コンプライアンスの推進に関しては、業務監査室が所管し、各活動について職員に対するメッセージの発信を一手に行っているが、各部署においても組織内での正しい理解の浸透を促進すべく、各部署の長及び管理職が自ら率先して、声掛けや啓発のための独自の取組を行うことが効果的、且つ肝要と考える。

カ. 規程に準拠した業務処理

機構の諸規程については各所管部署により適時の制定、改正等が行われている。所管部署においては、それら規程の施行に留まらず、業務処理が規程に則り適正に行われているかを継続してモニターし、改善措置が必要であれば、適切な指導を行うべきである。また、業務実施部署においても同様の観点で自己点検を励行し、適正な業務処理を徹底すべきと考える。

キ. 会計検査院・内部監査による指摘事項の共有と点検

会計検査院の検査による指摘事項及び内部監査による指摘事項については、

何れも対象となった部署により適時に改善措置が講じられている。斯かる事案については対象部署に留まらず、検査・監査の各所管部署から機構内全部署に共有の上、同様の観点から全部署において自己点検を実施し、該当する場合は必要な措置を速やかに講じる等の対応が執られるべきと考える。

ク. 地方事務所の業務運営

地方事務所の業務運営に関する検討会議を開催し、事務所の経費削減を検討、成果として一部事務所について賃借料の引下げを実現している。他方、地方事務所の運営においては本部との日々の連携が重要であり、関係部署との円滑な意思疎通が不可欠である。重要な規程改正等の説明会を地方事務所でも開催し、事務所員の業務打合せのための本部出張を認める等、双方向での交流の機会を増やし、相互の連携を一層深めていくべきと考える。

(2) 給与水準の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。））

機構は「給与構造の見直し」による本俸引き下げ、管理職ポストオフ制度導入等の「新たな人事管理制度」による役職手当の削減を、平成17年度から平成26年度まで労使一体となって10年間実施し、ほぼ国家公務員並みの給与水準になったとの評価を受けるところまできた。平成27年度は、管理職の昇給幅の抑制、管理職への昇格の抑制、ポストオフ制度の実施といった「新たな人事管理制度」のみを継続実施した。その結果、ラスパイレス指数の仮集計は102.4となった（表1）。まだ国家公務員並みの許容範囲内にあると言えるが、この2年間微増傾向にあり、その原因を究明しつつ国家公務員並みの給与水準の維持に努めて貰いたい。

表1. ラスパイレス指数(対国家公務員給与指数)の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (仮集計結果)
対国家公務員、 対全国	131.2	129.6	126.4	124.1	121.4	117.8	116.5	118.3	119.1
地域・学歴勘案	111.9	110.9	107.1	105.4	103.6	101.3	100.4	101.8	102.4

(3) 理事長の報酬水準の妥当性（独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）において、同種の個別の法令に規定された事業を、補助金等の使途に定め

られた財源により行う、行政事業型の成果目標達成法人に分類された法人の長の平均年間報酬は19,164千円（総務省公表資料である「独立行政法人における役職員の給与水準（平成26年度）」の「役員報酬の支給状況」による）であり、機構の理事長の報酬はこれよりやや少ない18,750千円（平成26年度）である。また、理事長は農畜産業及び関連産業に関する業務を統括し、国内関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを発揮し業務を遂行している。これらを踏まえ理事長の報酬水準は妥当であると考える。

(4) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（整理合理化計画）、独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）

競争入札の拡大に向け、①随意契約等審査委員会による審査、②総合評価落札方式の導入、③外部の弁護士等で構成する契約監視委員会の設置等に取り組んできている。平成27年度の競争性のない随意契約は事務所の契約等やむを得ないと判断された22件（契約全体の11.1%）となり、数字的には平成26年度の22件（契約全体の10.8%）と同じ結果となった（表2）。今後も競争性の確保を徹底し、やむを得ず随意契約とするものについては要件判断を適正に行い、明確な理由が確認できるよう徹底すべきと考える。また、少額随意契約の取扱いに当たっては、概算見積額の積算を含め適正なプロセスを踏むよう指導が必要である。なお、総合評価落札方式や企画競争入札を実施するに当たっては、公平性をより一層明確に担保するために、マスキング方式の導入の検討が望まれる。

表2 随意契約見直しの進捗状況

区 分	平成25年度		平成26年度				平成27年度			
	件数	金額	件数	金額	前年比		件数	金額	前年比	
					件数	金額			件数	金額
競争入札	83.3%	86.1%	83.8%	97.6%			84.8%	96.0%		
	145	3,164	171	22,170	26	19,006	168	14,073	Δ3	Δ8,097
企画競争・公募等	6.3%	2.4%	5.4%	0.5%			4.0%	0.6%		
	11	88	11	119	0	31	8	88	Δ3	Δ31
競争性のある契約	89.7%	88.5%	89.2%	98.1%			88.9%	96.6%		
小 計	156	3,252	182	22,289	26	19,037	176	14,161	Δ6	Δ8,128
競争性のない 随意契約	10.3%	11.5%	10.8%	1.9%			11.1%	3.4%		
	18	421	22	432	4	11	22	495	0	63
合 計	100%	100%	100%	100%			100%	100%		
	174	3,673	204	22,721	30	19,048	198	14,656	Δ6	Δ8,065

更に、競争入札における一者応札の解消については、参加資格・公告期間・仕様書等の見直しや入札不参加者に対する事後のアンケート調査を実施し、競争参加者の増加に向けた取組を行っている。しかしながら、平成27年度の一般競争入札においては、平成26年度に比べ、一者応札が12件増え25件になった（表

3)。平成27年度の一者応札は25件のうち19件が調査案件であり、募集内容が専門的で対応できる者が限られている、或いは応札者は自身が最も得意とする分野の調査案件に絞り込んで入札してくる傾向がある等から一者応札が多くなったと思われる。これらについては、参加資格の要件を緩和し参加しやすくする、公告期間を十分にとり広く募集をする等の対策を継続すべきと考える。指名競争入札及び企画競争・公募において一者応札はなかった。また、一者応札の際の入札不参加者へのアンケート調査については、回収率向上のため統一した実施基準を作る等により確実な取組を担保すべきと考える。

表3 契約形態別応募者状況

契約方式	応募者数	(単位:件)				
		平成26年度		平成27年度		前年比 件数
		件数	割合	件数	割合	
一般競争 入札	2者以上	136	91%	124	83%	△12
	1者	13	9%	25	17%	12
	計	149		149		—
指名競争 入札	2者以上	22	100%	19	100%	△3
	1者	0	0%	0	0%	0
	計	22		19		—
企画競争 ・公募	2者以上	11	100%	8	100%	△3
	1者	0	0%	0	0%	0
	計	11		8		—
合計	2者以上	169	93%	151	86%	△18
	1者	13	7%	25	14%	12
	計	182		176		—

#### (5) 補助事業実施主体の公募の取組み

畜産業振興事業においては平成27年度に16件の補助事業を行ったが、その内10件について事業実施主体を公募した。公募しなかった6件については、特定の施策実施のために設立された法人が実施するもの2件、過年度の公募により採択された事業実施主体が行っている継続事業3件、機構が生産者を募集し補填金を直接交付する事業が1件であった。公募した10件に対して一者応募が2件あったが、いずれも事業実施主体に専門的知見や特別なノウハウ、事業実施者との連携等が求められる事業であった。

野菜農業振興事業においては5件の補助事業を行い、内2件について公募を行い、いずれも複数者の応募があった。残り3件については事業実施者を助成、支援するための登録出荷団体を対象とした事業であり公募は行っていない。

(6) 保有資産の見直し


独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣）に基づき、職員宿舎2戸の売却を年度内に終了し、納付は28年度実施となる。

(7) 情報開示の状況

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）等により、公開が義務付けられている事項、契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められる。このほか、独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても、機構のホームページにおいて積極的に開示されている。

平成 28年 6月 27日

独立行政法人農畜産業振興機構

監 事 渡部 裕人 

監 事 伊藤 純一 